

どっぷり、昭和町。実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「どっぷり、昭和町。実行委員会」と称し、その事務局を阿倍野区に置く。

： (〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町 1-50-3 (有)CR-ASSIST 内)

(目的)

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。

- 1 地域のチカラで、まちを楽しむ文化活動・経済活動・地域活動につながる事業の展開をめざす。
- 2 昭和を切り口に、時代と街を広く捉えながら、イベントや情報発信などを行い、まちの人たちが自分たちのまちを知り、好きになれる場づくり・動きづくりをめざす。
- 3 「どっぷり、昭和町。」の取り組みを通じて、幅広く人びとが協働し、つながるきっかけづくりを行う。

(基本理念)

第3条 本会の基本理念は、次のとおりとする。

- 1 昭和の名のつく時代やまちに思いを巡らせ、温もりを感じられる暮らし、こだわりの商い、丁寧なものづくりなど、このまちにある良さとともに価値の発信を行う。
- 2 まちの建物や店、コミュニティなど、地域の資源を引き出し、その活性化を図る。
- 3 つながり、触れあい、味わいなど、人との距離や自身の五感を大切にしたい企画を進める。
- 4 まちの人たちが参加し、地域の動きを編み出していくしくみづくりに取り組む。
- 5 地域内外の人たちと交流・協働しながら「どっぷり、昭和町。」に盛り上げていくことで、自分たちのまちを知り、好きになるプロセスを共有してく。
- 6 事業は、非営利事業とし、特定の政党や宗教の支持をするものではない。

(事業)

第4条 本会は、会の目的を達成するため、基本理念にのっとり、次の事業を行う。

- 1 4月29日(昭和の日)に、地域イベント「どっぷり、昭和町。」を開催する。
- 2 段階的に、地域イベントや、ワークショップ、その他地域に関する学習、「どっぷり、昭和町。」開催に向けた各種会合などの場をひらく。
- 3 会員及び地域内外へ、本会の取り組み及び地域の情報を発信していく。
- 4 その他、会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(委員)

第5条 本会の委員は、別表のとおりとする。

- 1 委員になるためには、1名以上の他の委員から推薦を受けるものとする。
- 2 大阪市阿倍野区に居住又は事業・活動等をしている方。
- 3 本会の目的に賛同していただける方。

(役員及び任期)

第6条 本会には、次の役員を置き、その任期は1年とし、再任することができる。

- 1 実行委員長1名、委員数名、事務局長1名、監査1名、顧問数名とする。
- 2 本会は、実行委員長が代表する。
- 3 顧問は1名以上の委員の推薦があり、役員会の同意を得て設置できる。

(事業計画及び予算)

第7条 本会の事業計画及び予算は実行委員会が作成する。

(事業報告及び決算)

第8条 本会の事業報告及び決算は、事業終了後速やかに実行委員長が作成し、監査を経て実行委員会の承認を受けなければならない。

(会則の改正)

第8条 本会則の変更は、役員会の承認を得、総会で決める。

- 附則**
- 1 この会則は、2005年1月20日より実施する。
 - 2 第1回改正 2006年2月15日(会の名称の変更)
 - 3 第2回改正 2007年2月13日(事務所の所在地の変更)
 - 4 第3回改正 2010年5月11日(事務所の所在地の変更、代表者・任期の設定等)
 - 5 第4回改正 2012年1月22日(事務所の所在地の変更)
 - 6 第5回改正 2014年10月1日(目的、基本理念、事業、会員、役員及び任期の変更)
 - 7 第6回改正 2018年1月18日(目的、基本理念の変更、役員及び任期の変更、会費及び運営等を廃止、事業計画及び予算、事業報告及び決算を設定)
 - 8 第7回改正 2019年12月2日(事務局の所在地の変更)